

【表紙】

【提出書類】 公開買付報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年 5 月 6 日

【報告者の氏名又は名称】 楽天株式会社

【報告者の住所又は所在地】 東京都品川区東品川 4 丁目12番 3 号

【最寄りの連絡場所】 同上

【電話番号】 ( 03 ) 6387-0555

【事務連絡者氏名】 取締役 常務執行役員 最高財務責任者 高山 健

【代理人の氏名又は名称】 該当事項はありません

【代理人の住所又は所在地】 同上

【最寄りの連絡場所】 同上

【電話番号】 同上

【事務連絡者氏名】 同上

【縦覧に供する場所】 楽天株式会社  
( 東京都品川区東品川 4 丁目12番 3 号 )

( 注 1 ) 本書中の「公開買付者」とは、楽天株式会社をいいます。

( 注 2 ) 本書中の「対象者」とは、楽天銀行株式会社をいいます。

( 注 3 ) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

( 注 4 ) 本書中の「法」とは金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含む。）をいいます。

( 注 5 ) 本書中の「令」とは金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号、その後の改正を含む。）をいいます。

( 注 6 ) 本書中の「府令」とは発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第38号、その後の改正を含む。）をいいます。

( 注 7 ) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

## 1 【公開買付けの内容】

### (1) 【対象者名】

楽天銀行株式会社（平成22年5月4日付で「イーバンク銀行株式会社」から「楽天銀行株式会社」に商号を変更いたしました。）

### (2) 【買付け等に係る株券等の種類】

普通株式

新株引受権

- 1) 平成12年9月26日開催の対象者臨時株主総会決議及び平成12年10月12日開催の取締役会決議に基づき発行された新株引受権（以下「第1回新株引受権」といいます。）
- 2) 平成13年2月22日開催の対象者臨時株主総会決議及び平成13年3月8日開催の取締役会決議に基づき発行された新株引受権（以下「第2回新株引受権」といいます。）
- 3) 平成13年6月18日開催の対象者定時株主総会決議及び平成13年6月18日及び平成13年7月12日開催の取締役会決議に基づき発行された新株引受権（以下「第3回新株引受権」といいます。）
- 4) 平成13年6月18日開催の対象者定時株主総会決議及び平成13年6月18日及び平成13年7月12日開催の取締役会決議に基づき発行された新株引受権（以下「第4回新株引受権」といいます。上記1)から4)までを総称して、「本新株引受権」といいます。）

新株予約権

- 1) 平成14年6月20日開催の対象者定時株主総会決議及び平成14年8月8日及び平成14年9月12日開催の取締役会決議に基づき発行された第1回新株予約権（以下「第1回新株予約権」といいます。）
- 2) 平成14年6月20日開催の対象者定時株主総会決議及び平成14年10月10日開催の取締役会決議に基づき発行された第2回新株予約権（以下「第2回新株予約権」といいます。）
- 3) 平成14年6月20日開催の対象者定時株主総会決議及び平成14年12月12日開催の取締役会決議に基づき発行された第3回新株予約権（以下「第3回新株予約権」といいます。）
- 4) 平成14年6月20日開催の対象者定時株主総会決議及び平成15年3月13日開催の取締役会決議に基づき発行された第4回新株予約権（以下「第4回新株予約権」といいます。）
- 5) 平成14年6月20日開催の対象者定時株主総会決議及び平成15年3月13日開催の取締役会決議に基づき発行された第5回新株予約権（以下「第5回新株予約権」といいます。）
- 6) 平成14年6月20日開催の対象者定時株主総会決議及び平成15年3月13日開催の取締役会決議に基づき発行された第6回新株予約権（以下「第6回新株予約権」といいます。）
- 7) 平成14年6月20日開催の対象者定時株主総会決議及び平成15年3月13日開催の取締役会決議に基づき発行された第7回新株予約権（以下「第7回新株予約権」といいます。）
- 8) 平成14年6月20日開催の対象者定時株主総会決議及び平成15年6月12日開催の取締役会決議に基づき発行された第8回新株予約権（以下「第8回新株予約権」といいます。）
- 9) 平成14年6月20日開催の対象者定時株主総会決議及び平成15年6月12日開催の取締役会決議に基づき発行された第9回新株予約権（以下「第9回新株予約権」といいます。）
- 10) 平成15年6月19日開催の対象者定時株主総会決議及び平成15年11月20日開催の取締役会決議に基づき発行された第10回新株予約権（以下「第10回新株予約権」といいます。）
- 11) 平成15年6月19日開催の対象者定時株主総会決議及び平成16年2月19日開催の取締役会決議に基づき発行された第11回新株予約権（以下「第11回新株予約権」といいます。）
- 12) 平成15年6月19日開催の対象者定時株主総会決議及び平成16年3月18日開催の取締役会決議に基づき発行された第12回新株予約権（以下「第12回新株予約権」といいます。）
- 13) 平成15年6月19日開催の対象者定時株主総会決議及び平成16年4月27日開催の取締役会決議に基づき発行された第13回新株予約権（以下「第13回新株予約権」といいます。）
- 14) 平成16年6月24日開催の対象者定時株主総会決議及び平成16年9月16日開催の取締役会決議に基づき発行された第14回新株予約権（以下「第14回新株予約権」といいます。）
- 15) 平成16年6月24日開催の対象者定時株主総会決議及び平成16年10月21日開催の取締役会決議に基づき発行された第15回新株予約権（以下「第15回新株予約権」といいます。）

- 16) 平成16年6月24日開催の対象者定時株主総会決議及び平成16年10月21日開催の取締役会決議に基づき発行された第16回新株予約権（以下「第16回新株予約権」といいます。）
- 17) 平成16年6月24日開催の対象者定時株主総会決議及び平成16年11月18日開催の取締役会決議に基づき発行された第17回新株予約権（以下「第17回新株予約権」といいます。）
- 18) 平成16年6月24日開催の対象者定時株主総会決議及び平成16年11月18日開催の取締役会決議に基づき発行された第18回新株予約権（以下「第18回新株予約権」といいます。）
- 19) 平成16年6月24日開催の対象者定時株主総会決議及び平成16年12月16日開催の取締役会決議に基づき発行された第19回新株予約権（以下「第19回新株予約権」といいます。）
- 20) 平成16年6月24日開催の対象者定時株主総会決議及び平成16年12月16日開催の取締役会決議に基づき発行された第20回新株予約権（以下「第20回新株予約権」といいます。）
- 21) 平成16年6月24日開催の対象者定時株主総会決議及び平成17年1月26日開催の取締役会決議に基づき発行された第21回新株予約権（以下「第21回新株予約権」といいます。）
- 22) 平成16年6月24日開催の対象者定時株主総会決議及び平成17年1月26日開催の取締役会決議に基づき発行された第22回新株予約権（以下「第22回新株予約権」といいます。）
- 23) 平成16年6月24日開催の対象者定時株主総会決議及び平成17年3月17日開催の取締役会決議に基づき発行された第23回新株予約権（以下「第23回新株予約権」といいます。）
- 24) 平成16年6月24日開催の対象者定時株主総会決議及び平成17年3月28日開催の取締役会決議に基づき発行された第24回新株予約権（以下「第24回新株予約権」といいます。）
- 25) 平成17年6月29日開催の対象者定時株主総会決議及び平成17年8月4日開催の取締役会決議に基づき発行された第25回新株予約権（以下「第25回新株予約権」といいます。）
- 26) 平成17年6月29日開催の対象者定時株主総会決議及び平成17年10月27日開催の取締役会決議に基づき発行された第26回新株予約権（以下「第26回新株予約権」といいます。）
- 27) 平成17年6月29日開催の対象者定時株主総会決議及び平成17年10月27日開催の取締役会決議に基づき発行された第27回新株予約権（以下「第27回新株予約権」といいます。）
- 28) 平成17年6月29日開催の対象者定時株主総会決議及び平成18年3月16日開催の取締役会決議に基づき発行された第28回新株予約権（以下「第28回新株予約権」といいます。）
- 29) 平成18年3月6日開催の対象者臨時株主総会決議及び平成18年3月16日開催の取締役会決議に基づき発行された第29回新株予約権（以下「第29回新株予約権」といいます。）
- 30) 平成18年3月6日開催の対象者臨時株主総会決議及び平成18年3月16日開催の取締役会決議に基づき発行された第30回新株予約権（以下「第30回新株予約権」といいます。）
- 31) 平成17年6月29日開催の対象者定時株主総会決議及び平成18年3月16日開催の取締役会決議に基づき発行された第31回新株予約権（以下「第31回新株予約権」といいます。）
- 32) 平成18年3月6日開催の対象者臨時株主総会決議及び平成18年7月5日開催の取締役会決議に基づき発行された第32回新株予約権（以下「第32回新株予約権」といいます。）
- 33) 平成18年3月6日開催の対象者臨時株主総会決議及び平成19年2月27日開催の取締役会決議に基づき発行された第33回新株予約権（以下「第33回新株予約権」といいます。）
- 34) 平成18年6月9日開催の対象者定時株主総会決議及び平成19年2月27日開催の取締役会決議に基づき発行された第34回新株予約権（以下「第34回新株予約権」といいます。）
- 35) 平成18年6月9日開催の対象者定時株主総会決議及び平成19年3月15日開催の取締役会決議に基づき発行された第35回新株予約権（以下「第35回新株予約権」といいます。）
- 36) 平成18年6月9日開催の対象者定時株主総会決議及び平成19年3月15日開催の取締役会決議に基づき発行された第36回新株予約権（以下「第36回新株予約権」といいます。）
- 37) 平成18年6月9日開催の対象者定時株主総会決議及び平成19年4月19日開催の取締役会決議に基づき発行された第37回新株予約権（以下「第37回新株予約権」といいます。）
- 38) 平成19年6月26日開催の対象者定時株主総会決議及び平成20年6月19日開催の取締役会決議に基づき発行された第38回新株予約権（以下「第38回新株予約権」といいます。）
- 39) 平成19年6月26日開催の対象者定時株主総会決議及び平成20年6月19日開催の取締役会決議に基づき発行された第39回新株予約権（以下「第39回新株予約権」といい、上記1)から39)までを総称して、「本新株予約権」といいます。）

### (3) 【公開買付期間】

平成22年3月19日（金曜日）から平成22年4月30日（金曜日）まで（29営業日）

## 2 【買付け等の結果】

### (1) 【公開買付けの成否】

本公開買付けにおいては、買付予定の株券等の数に上限及び下限を設けておりませんので、応募株券等の全部の買付けを行います。

### (2) 【公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名】

法第27条の13第1項の規定に基づき、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、平成22年5月1日に報道機関に対して公表いたしました。

### (3) 【買付け等を行った株券等の数】

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	501,652 (株)	501,652 (株)
新株予約権証券	6,440	6,440
新株予約権付社債券		
株券等信託受益証券( )		
株券等預託証券( )		
合計	508,092	508,092
(潜在株券等の数の合計)	(6,440)	(6,440)

### (4) 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(個)(a)	10,435
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	32
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	
報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)	25
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	17
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	
対象者の総株主等の議決権の数(平成21年9月30日現在)(個)(g)	10,720
買付け等後における株券等所有割合 ( (a+d) / (g+ (b-c) + (e-f) ) × 100 ) ( % )	91.93

(注1) 「報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)」は、各特別関係者が所有する株券等(ただし、対象者の保有する自己株式を除きます。)に係る議決権の数の合計を記載しております。

- (注2) 「対象者の総株主等の議決権の数(g)」は、対象者が平成21年12月18日に提出した第11期半期報告書に記載された平成21年9月30日現在の総株主等の議決権の数を記載しております。但し、本公開買付けにおいては、対象者の本新株引受権又は本新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者株式並びに単元未満株式についても対象としていたため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、その分母を、上記半期報告書に記載された平成21年9月30日現在における発行済株式総数(2,349,216株)から対象者が保有する自己株式数(137,200株)を控除し、本新株引受権及び本新株予約権の目的となる株式の数の合計(58,380株)を加えた合計(2,270,396株)に係る議決権の数11,351個として計算しております。
- (注3) 「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5)【あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算】

該当事項はありません。